

### 3 認定法第 11 条関係<変更の認定>

#### (1) 本条の趣旨

公益法人が公益認定の①公益目的事業を行う区域等、②公益目的事業の種類及び内容について変更する場合、それが一定の軽微な変更<sup>1</sup>に該当する場合を除き、あらかじめ行政庁の認定を受けることを求めている。

従来、変更後も、当該法人が認定基準に適合するものであることを確認する必要があるとの考えの下、①及び②に加え、③として収益事業等の内容の変更についても変更認定とされていた。

令和 6 年の公益法人制度改革では、変更認定手続には一定の期間を要し、公益法人の迅速な事業展開の阻害要因ともなり得ることをも踏まえ、より柔軟・迅速な公益的活動の展開を促進する観点から、公益目的事業該当性の判断に実質的に大きな影響を与えない変更であって、かつ、当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正し得るものは、届出事項とすることとされた。具体的には、公益認定基準該当性については事後的な監督において是正可能であるとの前提の下、公益目的事業該当性に実質的な影響を与えない変更については、届出事項にすることとし、収益事業等の内容の変更については、法律上、届出事項とされた。

軽微な変更については、4. 認定法第 13 条<変更の届出>(2)参照

#### (2) 本条の内容

公益法人は、認定法第 11 条第 1 項に規定された事項について、当該変更するに先立ち変更の申請を行い、あらかじめ、行政庁から、当該変更を行っても当該法人が認定基準（認定法第 5 条）に適合し、欠格事由（認定法第 6 条）に該当しないことについて確認を受けなければならない（認定法第 11 条第 4 項）。

そのため、変更の申請では、申請書に当該変更に係る事項を記載し、公益の認定の際に提出を要する書類のうち当該変更に係るものの添付を要する。

行政庁は、当該法人から受けた変更の認定申請に対する処分をするに際して、委員会へ諮問し（認定法第 43 条第 1 項第 1 号）、委員会からの答申を受けて認定又は不認定の処分を行う。当該答申は公表され（認定法第 44 条）、変更の認定は公示される（認定法第 11 条第 4 項・第 9 条）。

#### (3) 留意事項

変更認定と変更届出（総論●参照）

#### 4 認定法第 13 条関係＜変更の届出＞

##### (1) 本条の趣旨

公益法人が、行政庁が監督を行う上で把握しておくべき事項について変更を行った場合に、遅滞なくその旨を届け出るべきことを求め、公益法人に対する行政庁の監督を実効あらしめている。

なお、合併を伴うものは、変更の認定、地位の承継の認可又はあらかじめの合併の届出のいずれかが行われることとされており、行政庁において変更が把握されるため、本条の対象ではない。

第 1 号の名称又は代表者の氏名の変更、第 2 号の「軽微な変更」（認定法第 11 条第 1 項、施行規則第 7 条）、第 3 号の定款の変更、第 4 号に規定される内閣府令で定める施行規則第 11 条第 2 項第 1 号の代表者を除く理事等又は会計監査人の氏名若しくは名称、同項第 2 号の役員等の報酬等の支給基準、同項第 3 号の事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等の変更があった場合に当該変更の事実を把握できれば、事後の監督に使用することができるため、届出事項としている。受益者その他の国民一般の利便を図る観点から、変更の届出は公示される（認定法第 13 条第 2 項）。

##### (2) 本条の内容

公益法人は、認定法第 13 条第 1 項・施行規則 11 条 22 項に掲げる事項について、変更を行った場合には、遅滞なく、例えば、添付書類の観点から変更にかかる登記手続が完了して登記事項証明書<sup>1</sup>の提出が可能になるまでの合理的な期間内に、公益認定の際に提出を要する書類のうち、当該変更に係るものを添付した届出書（施行規則第 11 条第 1 項）を提出しなければならない。変更の届出を怠ること等は過料の対象となる（認定法第 66 条第 1 号）。

届出事項である施行規則第 11 条第 2 項に規定する「軽微な変更」としては、

- ① 公益目的事業の一部の廃止、
- ② 内閣総理大臣が当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとしてガイドラインに定めたもの、
- ③ 公益認定又は変更認定を受け若しくは変更を届け出た公益目的事業の種類又は内容について記載した事項の変更を伴わないもの、字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかな記載の変更の場合には記載事項の変更であっても軽微な変更に含まれる。

##### (3) 留意事項

変更認定と変更届出（総論●参照）